

おくやみ ハンドブック

ご家族、ご親族様のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。
ご遺族様が白子町役場で行う各種手続きと、役場以外での主な
手続きに関しハンドブックにまとめてみました。
手続きの一助となれば幸いです。

白子町

～もくじ～

1 白子町役場での主な手続き一覧

2 各手続きについて

○住民票関係の手続きについて

○国民健康保険及び後期高齢者医療保険の手続きについて

○国民年金の手続きについて

○高齢者福祉の手続きについて

○障がい福祉の手続きについて

○子どもに関する手当等について

○税金に関する手続きについて

○住宅に関する手続きについて

○農地所有者・農業者年金に関する手続きについて

3 白子町役場以外で行う主な手続き一覧

4 各種証明書の取得について

5 白子町役場平面図・白子町ガス事業所案内図

1 【白子町役場での主な手続き一覧】

	お亡くなりになった方は. . .		担当課	該当ページ
○住民票関係の手続きについて	☐	3人以上世帯の世帯主であった	住民課 1階	1
	☐	印鑑登録をしていた		
	☐	マイナンバーカードを持っていた		
○国民健康保険又は後期高齢者医療保険の手続きについて	☐	国民健康保険証を持っていた		2
	☐	後期高齢者医療保険証を持っていた		
○国民年金の手続きについて	☐	年金（基礎年金のみ）を受給していた		
	☐	国民年金に加入していた		
○高齢者福祉の手続きについて	☐	介護保険証を持っていた	健康福祉課 1階	3
	☐	緊急通報装置を持っていた		
	☐	タクシー利用券を持っていた		
○障がい福祉の手続きについて	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた		
	☐	自立支援医療受給者証（精神通院医療）を持っていた		
	☐	重度心身障害者医療費助成受給券を持っていた		
○子どもに関する手当等について	☐	子ども医療費受給券を持っている保護者であった	住民課 （子育て支援係） 1階	4
	☐	児童手当の受給者であった		
	☐	児童扶養手当の受給者であった		
○税金に関する手続きについて	☐	町税が課税されていた	税務課 1階	5
	☐	土地・家屋の所有者であった		
	☐	原動機付自転車（原付バイク）・小型特殊自動車（トラクターなど）の所有者であった		
	☐	軽自動車・軽二輪・小型自動二輪の所有者であった		
○住宅に関する手続きについて	☐	町営住宅に住んでいた	建設課 2階	6
	☐	コミュニティ・プラント（小規模下水道）の利用者であった	環境課 2階	
	☐	町営ガスの利用者であった	ガス事業所	
○農地所有者・農業者年金に関する手続きについて	☐	農地の所有者であった	農業委員会 1階	7
	☐	農業者年金の被保険者・受給権者であった		

2 【各手続きについて】

○住民票関係の手続きについて

☐ 3人以上世帯の世帯主であった

手続き内容	世帯主の変更届 ※3人以上の世帯であった世帯主の方が亡くなられた場合のみ
持ち物	・窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
受付窓口	白子町役場 住民課 戸籍住民係 ☎0475-33-2112

☐ 印鑑登録をしていた

手続き内容	印鑑登録証の返納
持ち物	・印鑑登録証（黄色のカード）
受付窓口	白子町役場 住民課 戸籍住民係 ☎0475-33-2112

☐ マイナンバーカードを持っていた

手続き内容	マイナンバーカードの返納
持ち物	・マイナンバーカード
受付窓口	白子町役場 住民課 戸籍住民係 ☎0475-33-2112

○国民健康保険及び後期高齢者医療保険の手続きについて

☐国民健康保険証又は後期高齢者医療保険証を持っていた

手続き内容	保険証の返納、葬祭費の請求
持ち物	・故人の国民健康保険証又は後期高齢者医療保険証 ・会葬礼状又は葬儀の領収書（喪主、葬儀の日付が確認できるもの） ・喪主の方の通帳（葬祭費振込のため） ・印鑑 ※葬祭費の請求期限：葬儀の翌日から2年間
受付窓口	白子町役場 住民課 国保年金係 ☎0475-33-2112

○国民年金の手続きについて

☐国民年金を受給していた

手続き内容	未支給年金の請求手続き等
持ち物	・故人の年金証書 ・未支給年金を請求される方の通帳 ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ※手続き内容により期限が異なりますので、お問い合わせください。
受付窓口	白子町役場 住民課 国保年金係 ☎0475-33-2112

☐国民年金に加入していた

手続き内容	遺族基礎年金・死亡一時金・寡婦年金の請求 （故人の加入状況等により手続きが異なります。）
持ち物	・故人の基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにすることのできる書類 ・遺族基礎年金，死亡一時金，寡婦年金を請求される方の通帳 ・故人と請求者の関係のわかる書類（戸籍謄本等） ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ほか、請求する内容により必要な書類があります。 ※手続き内容により期限が異なりますので、お問い合わせください。
受付窓口	白子町役場 住民課 国保年金係 ☎0475-33-2112

○高齢者福祉の手続きについて

☐介護保険証を持っていた

手続き内容	保険証の返納
持ち物	・故人の介護保険証 ・故人の介護保険負担割合証 ・故人の介護保険負担限度額認定証 ・介護保険料等の還付があった場合、相続される方の通帳
受付窓口	白子町役場 健康福祉課 介護保険係 ☎0475-33-2113

☐緊急通報装置を持っていた

手続き内容	緊急通報装置の返納
持ち物	・緊急通報装置 (返納方法については、窓口までお問い合わせください。)
受付窓口	白子町役場 健康福祉課 福祉係 ☎0475-33-2113

☐タクシー利用券を持っていた

手続き内容	利用者証及びタクシー利用券の返納
持ち物	利用者証及びタクシー利用券
受付窓口	白子町役場 健康福祉課 福祉係 ☎0475-33-2113

○障がい福祉の手続きについて

☐身体障がい者手帳等を持っていた

手続き内容	手帳等の返納
持ち物	・故人の各種手帳等 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証、福祉サービス受給者証 重度心身障害者医療費助成受給券
受付窓口	白子町役場 健康福祉課 福祉係 ☎0475-33-2113

○子どもに関する手当等について

☐子ども医療費受給券を持っている保護者であった

手続き内容	保護者の変更
持ち物	・子ども医療費助成受給券 ・お子様の健康保険証 ・新たに申請者となる方のマイナンバーが分かるもの ・印鑑
受付窓口	白子町役場 住民課 子育て支援係 ☎0475-33-2178

☐児童手当の受給者であった

手続き内容	児童手当の受給者変更
持ち物	・子を養育する方の通帳及び健康保険証 ・印鑑
受付窓口	白子町役場 住民課 子育て支援係 ☎0475-33-2178

☐児童扶養手当の受給者であった

手続き内容	児童扶養手当の資格喪失等
持ち物	・児童扶養手当証書 ・対象児童等の通帳（未払い手当の振込先） ※新たに子を養育し児童扶養手当の認定請求をする場合の必要書類はお問い合わせください。
受付窓口	白子町役場 住民課 子育て支援係 ☎0475-33-2178

○税金に関する手続きについて

□町税が課税されていた

手続き内容	相続人代表者指定届
持ち物	・ 窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・ 被相続人（故人）との関係が分かる戸籍謄本等 ・ 被相続人（故人）あての納税通知書等 ※この他にも必要となる書類がある場合がありますのでお問い合わせください。
受付窓口	白子町役場 税務課 ☎0475-33-2114

※国税（所得税・相続税など）に関する手続きについては、茂原税務署（☎0475-22-2166）にお問い合わせください。

□土地・家屋の所有者であった

手続き内容	相続人代表者指定届
持ち物	・ 窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・ 被相続人（故人）との関係が分かる戸籍謄本等 ※この他にも必要となる書類がある場合がありますのでお問い合わせください。
受付窓口	白子町役場 税務課 ☎0475-33-2114

□原動機付自転車（原付バイク）・小型特殊自動車（トラクター等）の所有者であった

手続き内容	廃車または名義変更
持ち物	・ ナンバープレート ・ 標識交付証明書 ・ 新所有者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・ 被相続人（故人）との関係が分かる戸籍謄本等
受付窓口	白子町役場 税務課 ☎0475-33-2114

□軽自動車・軽二輪・小型自動二輪の所有者であった

手続き内容	廃車または名義変更
持ち物	※下記にお問い合わせいただき、手続きをしてください。 ≪軽自動車の廃車・名義変更≫ 軽自動車検査協会 千葉事務所袖ヶ浦支所 ☎050-3816-3116 ≪二輪車（125cc 超）、普通自動車の廃車・名義変更≫ 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2025

○住宅に関する手続きについて

□町営住宅に住んでいた

手続き内容	退去届、居住承継承認申請（名義変更）
持ち物	・ 窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ※この他にも必要となる書類がある場合がありますのでお問い合わせください。
受付窓口	白子町役場 建設課 ☎0475-33-2116

□コミュニティ・プラント（小規模下水道）の利用者であった

手続き内容	名義変更、使用に関する届出
持ち物	・ 窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ※この他にも必要となる書類がある場合がありますのでお問い合わせください。
受付窓口	白子町役場 環境課 ☎0475-33-2118

□町営ガスの利用者であった

手続き内容	名義変更、契約解除
持ち物	・ 検針票又は各種通知等 ※電話、メールによる手続きも可能
受付窓口	白子町ガス事業所 ☎0475-33-3530 ✉gas@town.shirako.lg.jp

○農地所有者・農業者年金に関する手続きについて

☐ 農地の所有者であった

手続き内容	農地の権利移動	
持ち物	・ 相続登記した農地等が分かる書類（登記完了証、全部事項証明書等） ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	
受付窓口	白子町役場 農業委員会	☎0475-33-2115

☐ 農業者年金の被保険者・受給権者であった

手続き内容	農業者年金の死亡に関する届出	
持ち物	・ 死亡した者の死亡日を明らかにすることができる書類（戸籍謄本、住民票（除票）等） ・ 農業者年金証書	
受付窓口	白子町役場 農業委員会	☎0475-33-2115

3 【白子町役場以外で行う主な手続き一覧】

≪ 手続き内容 ≫	≪ 問い合わせ先等 ≫
○厚生年金 未支給年金、遺族厚生年金の請求	・ 請求者の住所地を管轄する年金事務所 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (白子町の方の場合は) 千葉年金事務所 ☎043-242-6320 千葉年金事務所 茂原分室 ☎0475-23-2530
○共済年金 未支給年金、遺族厚生年金の請求	・ 各共済組合 (公立学校共済組合、〇〇職員共済組合 等)
○電気 契約者の名義変更等	・ 各契約先電力会社 (東京電力 等)
○ガス 契約者の名義変更、契約解除等	・ 各契約先ガス会社 (町営ガスの場合は、白子町ガス事業所☎0475-33-3530)
○水道 契約者の名義変更等	・ 上水道 長生郡市広域市町村圏組合水道部業務課 ☎0475-23-9482 (下水道については、役場 2 階環境課 ☎0475-33-2118)
○不動産登記関係 土地・家屋相続登記等	・ 各地方方法務局 (白子町内の土地・家屋の登記手続きの場合は) 千葉地方法務局茂原支局 ☎0475-24-2188 相続登記手続きの際、固定資産評価証明書等の証明書が必要となる場合があります。 証明書の取得については、所有する固定資産のある市区町村へお問い合わせください。 (白子町内に固定資産をお持ちの場合は) 役場 1 階税務課 ☎0475-33-2114
○国税関係 所得税・相続税等	・ 故人の住所地を所轄する税務署 (白子町の方の場合は) 茂原税務署 ☎0475-22-2166

4 【各種証明書の取得について】 ～戸籍謄本・住民票（除票）等～

名義変更等の手続きにおいて、各種証明書（戸籍謄本等）が必要となる場合があります。

死亡届出後に事務処理上、お時間をいただく場合や添付書類が必要となる場合がありますので下記を参考にしてください。

○死亡届後、各種証明書が請求できるまでの目安期間

		白子町に届出	白子町以外に届出
住民票の除票		翌開庁日	1～2週間
戸籍謄本等 ※死亡の記載がされたもの	本籍地が白子町の場合	1週間	2週間
	本籍地が白子町以外の場合	本籍地にお問い合わせください。	

○各種証明書の取得方法について

【住民票の除票】

故人の住民票の除票を請求できるのは、同一世帯であった方か、利用目的がある方に限られます。

[郵送で請求する場合は（別紙2）を参照してください。]

～窓口請求時に持参いただきたいもの～

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ②故人と請求者の関係や利害関係の分かる書類等
- ③利用目的と提出先が分かるもの

【戸籍謄本等】

戸籍謄本等を請求できるのは、戸籍に記載されている本人、戸籍に記載されている配偶者、直系親族のみとなります。

それ以外の方が請求される場合は委任状（別紙1）が必要となります。

なお、白子町以外に本籍がある方は、本籍地に請求していただくこととなります。

[郵送で請求する場合は（別紙3）を参照してください。]

～窓口請求時に持参いただきたいもの～

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ②故人と請求者の関係が分かるもの（戸籍謄本等）

問い合わせ先 白子町役場 住民課 戸籍住民係 ☎0475-33-2112

4 【各種証明書の取得について】 ～固定資産評価証明書等～

【固定資産評価証明書等】

故人の所有する固定資産に係る評価証明書等を請求できるのは、同一世帯であった方、配偶者、直系親族の方又は利用目的がある方に限られます。

それ以外の方が請求される場合は諸証明交付請求書（別紙4）の代理人選任届欄に委任者の記載が必要となります。

なお、所有されている固定資産がいくつかの市区町村にある場合は、市区町村ごとに請求いただくことになります。

〔郵送で請求される場合は「別紙4」を参照してください〕

～窓口請求時に持参いただきたいもの～

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ②故人と請求者の関係が分かるもの（戸籍謄本等）

問い合わせ先 白子町役場 税務課 ☎0475-33-2114

(別紙 1)

委 任 状

白 子 町 長 様

令和 年 月 日

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め下記の事項を委任します。

(※該当するところを○で囲んでください)

【戸籍関係証明書等】 ※委任された方が窓口で申請書の記入が必要となり、その際本籍・筆頭者を記入いただきますので事前に確認願います。

戸籍全部事項証明（戸籍謄本） ・ 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）

除籍謄本 ・ 除籍抄本 ・ 身分証明書

【住民票関係証明書等】 ※委任された方が窓口で申請書の記入が必要となり、その際住所・世帯主を記入いただきますので事前に確認願います。

・ 住民票謄本（続柄・本籍 記載のもの） 世帯主名 _____

・ 住民票抄本（続柄・本籍 記載のもの）

マイナンバーをのせる場合は、□にチェックを入れてください。

☐ マイナンバー

※住民票にマイナンバーをのせる場合は**本人宛に郵送**します。

・ 住所証明書

【住所異動等】 ※委任された方が窓口で異動届の記入が必要となり、その際新しい住所・世帯主等を記入いただきますので事前に確認願います。

転居 ・ 転出 ・ 転入 ・ その他（例：世帯主変更など）

請求理由及び提出先（具体的に記入してください）

(委任者)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

※全て委任者本人が記入してください。

(別紙2)

住民票等郵送請求書

白子町長 様		令和 年 月 日	
請求 をする 人	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	㊞	連絡先 昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。 ()
人	請求者と必要とする人との関係	1. 本人又は同じ世帯の方 2. その他 ()	
必要 な 人 の 住 所	住 所	白子町	
	世 帯 主 氏 名		
	必要な人の氏名	生年月日 大 昭 平 令 年 月 日	
何 が 必 要 で す か	住民票（世帯全員）	通	1 通 300円
	住民票（個人）	通	1 通 300円
	住民票記載事項証明	通	1 通 300円
	住所証明書（軽自動車専用）	通	無 料
	その他 ()	通	
	住民票に本籍・続柄の記載が必要な場合は○をつけて下さい。 (○がない場合は省略します。)	本籍の記載 必 要 ・ 不 要	
		続柄の記載 必 要 ・ 不 要	
※手数料は市町村によって、異なりますので住所地にご確認ください。			
使 い み ち	(具体的に)		
交付手数料（定額小為替） _____ 円・返信用切手 _____ 円を同封します。			

※この用紙による請求方法

下記の ① ② ③ ④ を同封して郵送してください。

- ① 住民票等郵送請求書
- ② 返信用封筒・・・110円分切手を貼り、あなたの住所と氏名をはっきり記入してください。
- ③ 交付手数料・・・郵便局で必要な通数分の【定額小為替】を購入してください。
- ④ 本人確認の為、写真付きの官公署発行の身分証明書（運転免許証、個人番号カードなど）の写しを同封してください。

(別紙2) 住民票等郵送請求書 ～記入例～

白子町長 様		令和 年 月 日		
請求 をする 人	住 所	千葉県長生郡白子町関5074番地の2		
	フリガナ	シラコ ハナコ	連絡 先 昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。 0475 (33) 2111	
	氏 名	白子 花子 (印)		
	請求者と必要とする人との関係	① 本人又は同じ世帯の方 2. その他 ()		
必要 な 人 の 住 所	住 所	白子町関0000番地00		
	世 帯 主 氏 名	白子 太郎		
	必要な人の氏名	生年月日 白子 次郎 大 昭 平 令 〇年 〇月 〇日		
何 が 必 要 で す か	住民票 (世帯全員)	通	1 通 300円	
	住民票 (個人)	通	1 通 300円	
	住民票記載事項証明	通	1 通 300円	
	住所証明書 (軽自動車専用)	通	無 料	
	その他 (住民票 除票)		1 通	提出先に確認してください。
	住民票に本籍・続柄の記載が必要な場合は○をつけて下さい。 (○がない場合は省略します。)	本籍の記載	必 要 ・ 不 要	
		続柄の記載	必 要 ・ 不 要	
※手数料は市町村によって、異なりますので住所地にご確認ください。				
使 い み ち	(具体的に)			
交付手数料 (定額小為替) _____ 円・返信用切手 _____ 円を同封します。				

※この用紙による請求方法

下記の ① ② ③ ④ を同封して郵送してください。

- ① 住民票等郵送請求書
- ② 返信用封筒・・・110円分切手を貼り、あなたの住所と氏名をはっきり記入してください。
- ③ 交付手数料・・・郵便局で必要な通数分の【定額小為替】を購入してください。
- ④ 本人確認の為、写真付きの官公署発行の身分証明書 (運転免許証、個人番号カードなど) の写しを同封してください。

(別紙 3) 戸籍証明書等郵送請求書

白子町長 様		令和 年 月 日		
請求 をする 人	住 所			
	フリガナ			
	氏 名	⑩	連絡先 昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。 ()	
	請求者と必要とする人との関係 □にチェックを入れてください	☐ この戸籍に名前のある方 ☐ この戸籍に名前のある方の夫 妻 子 孫 父母 祖父母 ※直系の分かる戸籍の写しの添付が必要な場合があります ☐ その他 ()		
上記で「□その他」にチェックを入れた方は請求の理由を具体的に記入してください		☐ 権利行使または義務履行のため ☐ 国又は地方公共団体の機関に提出するため ☐ その他 () } 確認できる書類の添付をお願いします		
必要な 人の 戸籍	本 籍			
	フリガナ			
	筆 頭 者 (戸 主) 氏 名	生年月日 明 大 昭 平 令 年 月 日		
	個人事項証明 (抄本)・ 身分証明書の必要な人の氏名	生年月日 明 大 昭 平 令 年 月 日		
何が 必要 です か		全部事項証明 (謄本)	個人事項証明 (抄	手数料 (白子町)
	戸 籍	通	通	1 通 450円
	除 籍	通	通	1 通 750円
	改製原戸籍	通	通	1 通 750円
	戸 籍 附 票	通	通	1 通 300円
	身 分 証 明 書	通	通	1 通 300円
		通		
※手数料は市町村によって、異なりますので本籍地にご確認ください。				
使 い み ち	(具体的に)			
	相続などで必要な内容が分かっている場合には・・・今回は () が死亡したことによる手続きで ☐ 死亡した人について () の出生から死亡まで各 () 通 ☐ 死亡した人について () の婚姻から死亡まで各 () 通 ☐ () と () の関係のわかるもの () 通			
	交付手数料 (定額小為替) _____円・返信用切手 _____円を同封します。			

※本籍地が白子町以外場合は、本籍地にある市区町村に送付 (請求) してください。

※添付書類一覧 (送付前にチェックしてください)

- ☐ 戸籍証明書等郵送請求書
- ☐ 返信用封筒・・・110円分切手を貼り、あなたの住所と氏名をはっきり記入してください。
何通も請求されるときは余分に切手を入れてください。
- ☐ 交付手数料・・・郵便局で必要な通数分の【定額小為替】を購入してください。
- ☐ 本人確認の為、写真付きの官公署発行の身分証明書 (運転免許証、個人番号カードなど) の写しを同封してください。

- ☐ 委任状
 - ☐ 請求理由確認書類
- } 請求の内容によって
必要となる場合があります

お問い合わせ先
白子町役場住民課 電話 0475-33-2112
〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074-2

(別紙 3) 戸籍証明書等郵送請求書 ～記入例～

白子町長 様		令和 年 月 日		
請求 をする 人	住 所	千葉県長生郡白子町関5074番地の2		
	フリガナ	シラコ ハナコ		
	氏 名	白子 花子 ⑤	連絡先 昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。 0475 (33) 2111	
	請求者と必要とする人との関係 □にチェックを入れてください	☐ この戸籍に名前のある方 ☒ この戸籍に名前のある方の夫 妻 子 孫 父母 祖父母 ※直系の分かる戸籍の写しの添付が必要な場合があります ☐ その他 ()		
上記で「□その他」にチェックを入れた方は請求の理由を具体的に記入してください		☐ 権利行使または義務履行のため ☐ 国又は地方公共団体の機関に提出するため ☐ その他 () } 確認できる書類の添付をお願いします		
必要な 人の 戸籍	本 籍	千葉県長生郡白子町関 〇〇〇〇番地〇〇		
	フリガナ	シラコ タロウ		
	筆頭者(戸主) 氏 名	白子 太郎 生年月日 明 大 昭 平 令 〇 年 〇 月 〇 日		
	個人事項証明(抄本)・ 身分証明書の必要な人の氏名	生年月日 明 大 昭 平 令 年 月 日		
何が 必要 です か	全部事項証明(謄本)	個人事項証明(抄)	手数料(白子町)	
	戸 籍	1 通	通	1 通 450円
	除 籍	通	通	1 通 750円
	改製原戸籍	通	通	1 通 750円
	戸 籍 附 票	通	通	1 通 300円
	身 分 証 明 書	通	通	1 通 300円
	※手数料は市町村によって、異なりますので本籍地にご確認ください。			
使 い み ち	(具体的に)			
	相続等で請求される場合は、こちらに記入してください。 相続などで必要な内容が分かっている場合には・・・今回は () が死亡したことによる手 続きで ☐ 死亡した人について () の出生から死亡まで各 () 通 ☐ 死亡した人について () の婚姻から死亡まで各 () 通 ☐ () と () の関係のわかるもの () 通			
	交付手数料(定額小為替) _____円・返信用切手 _____円を同封します。			

※本籍地が白子町以外の場合は、本籍地にある市区町村に送付(請求)してください。

※添付書類一覧(送付前にチェックしてください)

- ☐ 戸籍証明書等郵送請求書
- ☐ 返信用封筒・・・110円分切手を貼り、あなたの住所と氏名をはっきり記入してください。
何通も請求されるときは余分に切手を入れてください。
- ☐ 交付手数料・・・郵便局で必要な通数分の【定額小為替】を購入してください。
- ☐ 本人確認の為、写真付きの官公署発行の身分証明書(運転免許証、個人番号カードなど)の写しを同封してください。

- ☐ 委任状
 - ☐ 請求理由確認書類
- 請求の内容によって
必要となる場合があります

お問い合わせ先
白子町役場住民課 電話 0475-33-2112
〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074-2

白子町長 様

請 求 者 (窓 口 に 来 ら れ た 方)		住 所		氏 名	
本人	代理人	家族(続柄)	電 話 番 号	()	
証 明 を 必 要 と す る 人 (請 求 者 と 異 な る 場 合)		住 所		氏 名	
区 分	枚 数	区 分	枚 数	区 分	枚 数
所 得 証 明	枚	評 価 証 明	枚	所 在 証 明 (軽 自 用)	枚
課 税 証 明	枚	公 課 証 明	枚		枚
非 課 税 証 明	枚	課 税 台 帳 名 寄 写	枚		枚
納 税 証 明	枚	地 番 図 写	枚		枚
完 納 証 明	枚	所 在 証 明	枚		枚
車 検 用 納 税 証 明 (軽 自 動 車 用)	枚	標 識 番 号 (ナ ン バ ー) 袖ヶ浦			
台 帳 閲 覧 (: ~ :)		浜宿・牛込・剃 金・五井・古所・八 斗・鷲 中里・幸治・北高根・関・福島・南日当・北日当			
評価証明・公課証明・地番図写は、大字・地番等を記入してください。					
使用目的 (提出先)	☐ 官公署 ☐ 金融機関 ☐ 勤務先 ☐ 登記 ☐ 相続・贈与 ☐ 学校 ☐ 車検 ☐ その他 ()				

代理人選任届 (請求者が本人または同一世帯員以外の場合記入)	
私は諸証明交付請求にかかる権限について上記の者を代理人に選任したのでお届けします。	
令和 年 月 日	
白子町長 様	
委任者 (証明を必要とする人)	
住 所	
氏 名 ⑧	
電話番号	

白子町では納税証明や課税証明等の証明書の交付請求をしたり、固定資産税の課税台帳の閲覧をされる際に、他人になりすまして虚偽の請求や届出を行うことを防止・抑制するために、本人確認書類を提示していただくことにより本人確認を行っています。

申請の際には下記の書類をお持ちください。

- ①請求者が本人の場合：本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート等）
- ②委任者が法人の場合：代表者印の押印と請求者個人の本人確認書類
- ③相続の場合：被相続人の死亡を確認できる書類の写し、申請者もしくは委任者が被相続人に対して相続権のあることが確認できる書類（戸籍、除籍の謄抄本など）
- ④当該年度の1月2日以降に不動産の異動（売買など）があった場合：登記事項証明書、または売買契約

※税務課使用欄	証明書番号		本人 確認	☐ 免許証・ ☐ 資格証明書・ ☐ パスポート・ ☐ 個人番号カード
	手数料			☐ 在留カード・ ☐ その他 ()
			確認番号【	】

白子町長 様

請 求 者 (窓 口 に 来 ら れ た 方)		住 所 関5074-2		氏 名 白子 太郎	
本人	代理人	家族(続柄)	電 話 番 号	0475 (33) 2114	
証 明 を 必 要 と す る 人 (請 求 者 と 異 な る 場 合)		住 所 千葉市中央区 市場町1-1		氏 名 白子 次郎	
区 分	枚 数	区 分	枚 数	区 分	枚 数
所 得 証 明	枚	評 価 証 明	枚	所 在 証 明 (軽 自 用)	枚
課 税 証 明	1 枚	公 課 証 明	枚		枚
非 課 税 証 明	枚	課 税 台 帳 名 寄 写	枚		枚
納 税 証 明	枚	地 番 図 写	枚		枚
完 納 証 明	枚	所 在 証 明	枚		枚
車 検 用 納 税 証 明 (軽 自 動 車 用)	枚	標 識 番 号 (ナ ン バ ー) 袖ヶ浦			
台 帳 閲 覧 (: ~ :)		浜宿・牛込・荊 金・五井・古所・八 斗・驚 中里・幸治・北高根・関・福島・南日当・北日当			
評価証明・公課証明・地番図写は、大字・地番等を記入してください。					
使用目的 (提出先)	☐ 官公署 ☐ 金融機関 ☐ 勤務先 ☐ 登記 ☐ 相続・贈与 ☐ 学校 ☐ 車検 ☐ その他 ()				

代理人選任届 (請求者が本人または同一世帯員以外の場合記入)	
私は諸証明交付請求にかかる権限について上記の者を代理人に選任したのでお届けします。	
令和 年 月 日	
白子町長 様	
委任者 (証明を必要とする人)	
住 所	千葉市中央区市場町1-1
氏 名	白 子 次 郎 次郎印
電話番号	0475-33-2111

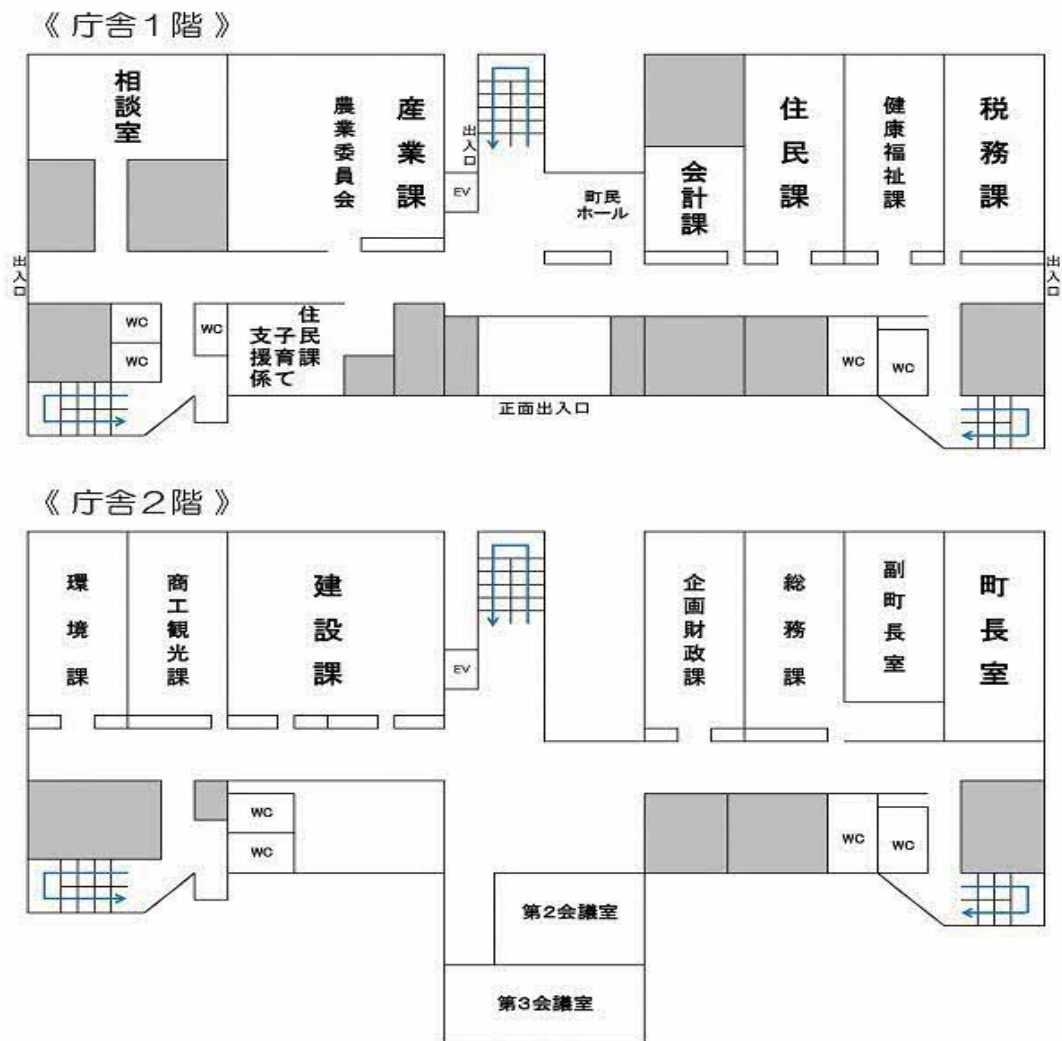
白子町では納税証明や課税証明等の証明書の交付請求をしたり、固定資産税の課税台帳の閲覧をされる際に、他人になりすまして虚偽の請求や届出を行うことを防止・抑制するために、本人確認書類を提示していただくことにより本人確認を行っています。

申請の際には下記の書類をお持ちください。

- ①請求者が本人の場合：本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート等)
- ②委任者が法人の場合：代表者印の押印と請求者個人の本人確認書類
- ③相続の場合：被相続人の死亡を確認できる書類の写し、申請者もしくは委任者が被相続人に対して相続権のあることが確認できる書類 (戸籍、除籍の謄抄本など)
- ④当該年度の1月2日以降に不動産の異動 (売買など) があった場合：登記事項証明書、または売買契約

※税務課使用欄	証明書番号		本人 確認	☐ 免許証・ ☐ 資格証明書・ ☐ パスポート・ ☐ 個人番号カード
	手数料			☐ 在留カード・ ☐ その他 ()
			確認番号【	】

【白子町役場 庁舎案内図】



【白子町ガス事業所案内図】



